

新型コロナウイルス感染症の影響による
緊急小口資金等の特例貸付申請相談実施について
特例貸付は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、
郵送による申請を原則とします。

ご注意ください！

当会職員が預金口座に関する個人情報や、電話でお聞きすることはありません。また、本人からの送付希望がないにも関わらず、申請書類を送付することはありません。

不審な電話や手紙等にはご注意ください。

◆申し込み要件・申請書類一式 [はこちら](#)

⇒ [東京都社会福祉協議会\(外部リンク\)](#)

※申込内容に不明な点等があった場合は、申込先の社会福祉協議会よりご連絡する場合があります。

※港区では、必要書類のうち港区の発行する住民票の写し等の事務手数料を区独自で無料とします。詳細は[こちら](#) ⇒ [港区ホームページ\(外部リンク\)](#)

※令和2年9月末までとしていた申請受付期間が、**令和2年12月末**まで延長されました。

◆特例貸付に関するQ&Aは[こちら](#)⇒ [全国社会福祉協議会\(外部リンク\)](#)

◆個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する相談コールセンター（厚生労働省）

電話番号 0120-46-1999

【受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）】

《**郵送による申請について**》

新型コロナウイルス感染症予防のため、**郵送での申請を原則**とします。まず、事前に港区社会福祉協議会まで電話でご連絡いただき、申請書類一式をご請求ください。

また、申請書類一式は、以下のリンクよりダウンロードできます。

●特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）を郵送申請される方へ
《**必ずお読みください**》⇒ [港区社会福祉協議会ホームページ](#)

●申し込み要件・申請書類一式のダウンロードは[こちら](#)から
⇒ [東京都社会福祉協議会\(外部リンク\)](#)

《来所による申請について》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事前予約とさせていただきます。下記までお電話いただき、ご予約をお願いいたします。
お申込み・事前予約にあたって、**ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性のある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ずご連絡ください。**

来所当日までに、[こちら\(外部リンク\)](#) から、確認書類等をご準備いただき、相談当日にお持ちください。

ご注意ください！

当会職員が預金口座に関する個人情報を、電話でお聞きすることはありません。また、本人等からの送付希望がないにも関わらず、申請書類を送付することはありません。

不審な電話や手紙等にはご注意ください。

不審な点やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

港区社会福祉協議会 緊急小口資金等 貸付相談窓口
予約受付時間 平日午前9時～正午・午後1時～午後5時

電話番号 03-6230-0282

●その他の支援策等について●

※住居確保給付金（離職や廃業、休業等により就職活動中の方への一定額の家賃の助成）に関する情報は[こちら⇒厚生労働省ホームページ\(外部リンク\)](#)

港区の相談窓口は[こちら⇒港区ホームページ\(外部リンク\)](#)

※東京都が実施する新型コロナウイルス感染症に関する支援策は[こちら⇒東京都政策企画局ホームページ\(外部リンク\)](#)

※特別定額給付金（1人10万円の給付）や、税、公共料金の延納などに関する情報は[こちら⇒総務省ホームページ\(外部リンク\)](#)

※持続化給付金（新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けている事業者に対する事業全般に使える給付金）など経済産業省による支援策などの情報は[こちら⇒経済産業省ホームページ\(外部リンク\)](#)